



AA通信

2011年(平成23年)7月1日 第 27 号

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイメナー833号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ: <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

ともにごんばろう！ ニッポン！ 被災地の一日も早い復興を願っております。

おかげ様で、株式会社アセット・アドバイザーは設立から6年目を迎えることが出来ました。これもひとえに、皆様方のご厚情の賜物であると、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。これからも、お客様の「財産」を次世代へと引き継ぐことに、全力を尽くして参りたいと思います。今後につきましても、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

☆☆☆ 通信トピックス ☆☆☆

～ 東日本大震災関連の税務法務の特例について ～

《税務関連》平成23年4月27日に、大震災の被災者等の負担軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(震災特例法)が施行されました。

【所得税関連】被災を受けた個人を対象として、申告や納付等の期限延長、雑損控除又は所得税の軽減又は免除、源泉所得税の徴収猶予や還付、住宅借入金等特別控除の特例、財産形成住宅貯蓄の利子等の非課税などの措置。また、事業用資産や棚卸資産等に被害を受けた個人事業者を対象として、被災事業用資産の損失に係る取扱い、純損失の繰越控除、被災代替資産等の特別償却等の措置があります。

【相続税関連】相続税又は贈与税についても申告や納付等の期限延長、課税価格の計算の特例、納税の猶予などの税制上の措置があります。特に、大震災により、相続もしくは遺贈又は贈与により取得した家屋や自動車などに被害を受けた場合「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」(災害減免法)により相続税又は贈与税が減免される場合があります。(所有期間や時期等の条件確認必要。)

【その他の税関連】被災した法人の法人税や消費税、被災自動車に係る自動車重量税、被災した方が作成する契約書類の印紙税について特例があります。

【一般の納税】大震災の影響により直接被災されていない場合も、行方不明者の捜索活動や救助活動のほか、交通手段・通信手段の遮断や停電等により、申告・納付等ができない場合には、申告・納付等の期限延長が認められます。

【義援金等】個人が「特定寄附金」に該当する義援金等を支出した場合は寄附金控除の対象に、法人が「国又は地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附

金」に該当する義援金を支出した場合は、支出額の全額が損金算入 できますが、更に、NPO法人が自ら行う被災者支援活動に必要な費用に充てるため、NPO法人が募集する寄附金で一定要件を満たすもの(被災者支援寄附金)について、NPO法人の主たる事務所を所轄する国税局長の確認を受ける事により、認定NPO法人として指定寄附金の対象となります。《法務関連》【死亡届手続】平成23年6月7日に、被災された方で、ご遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出できるようになりました。1)届出人の申述書の他、2)被災状況を現認した者等の申述書、3)震災の発生時に被災地域にいたことを推測させる客観的資料、4)公的機関からの証明書等、5)僧侶等が葬儀をした旨の証明書等の参考書類が必要になります。なお、死亡届が受理(戸籍に記載される)されると、相続が発生したことになりますので、相続手続が必要になります。

【相続放棄等手続】「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」が成立し、平成23年6月21日に公布、施行されました。東日本大震災の被災者であって平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方(相続人)について、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するものです。但し、相続人のうち、大震災の被災者である方だけに適用されますので、注意が必要です。

《最後に》個人の被災者が二重ローンを抱えることを避ける対策として、個人の既存債務を軽減する「私的整理指針」が政府案として検討されている旨の記事がありました。目に見える復興支援だけでなく、税務や法務の分野でもひとつひとつ復興支援が進んでいるようです。私も既存の「ふるさと納税」等を活用して、微力ながら復興支援に役立ちたいと思います。

☆☆☆ セミナー付き相談会の開催について ☆☆☆ (株)アセット・アドバイザーでは、毎月無料相談会を開催していましたが、お客様から「不安はあるが、何から相談したら良いか判らない。」との言葉が多くありました。そこで、一般的な問題事例を取り入れた相続関連ミニセミナーを行い、その中から、お客様の個別問題を一緒に確認し、相談をお受けすることとしました。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。第3水曜日の夜(午後6時以降)と、第3土曜日の日中(午前10時から午後4時まで)実施します。次回は7月16日と20日。ご予約のうえお越し下さい。

